

林野火災注意報・警報の運用について（お知らせ）



令和8年1月1日より林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します。

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、総務省消防庁において有識者による検討会が開催され、林野火災警報や林野火災注意報の的確な発令によって火災予防の実効性を高める必要があるとされたことから、釧路北部消防事務組合においても火災予防条例の一部が改正され令和8年1月1日から「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始します。

1. 林野火災注意報・警報について

気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には「**林野火災注意報**」を発令し、対象区域での火災予防条例に定める「**火の使用制限**」について努力義務を課すこととなります。

さらに火災予防上危険な気象状況となった場合には「**林野火災警報**」を発令し、対象区域での「**火の使用制限**」について義務を課すこととなります。

【林野火災注意報】発令指標

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しない場合があります。

【林野火災警報】発令指標

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合



2. 林野火災注意報・警報発令時の「火の使用の制限」について

※火の使用の制限は以下のとおりです。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

3. 林野火災注意報・警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令時の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

4. 林野火災注意報・警報発令時のお知らせ方法について

林野火災注意報・警報が発令された場合、ホームページ等での周知、消防車両等による巡回広報等を通じて速やかにお知らせいたします。

お問い合わせ先～消防本部または各消防署へお問い合わせください。

釧路北部消防事務組合

消防本部 015-482-3276

弟子屈消防署 015-482-2073

標茶消防署 015-485-2021

鶴居消防署 0154-64-2344

